

高坂小学校を望ましい学校規模にするための通学区域の変更について

天白学区の児童に高坂小学校を選択できるようにすれば、統合は必要ないのではないか。

1 通学区域と学区組織

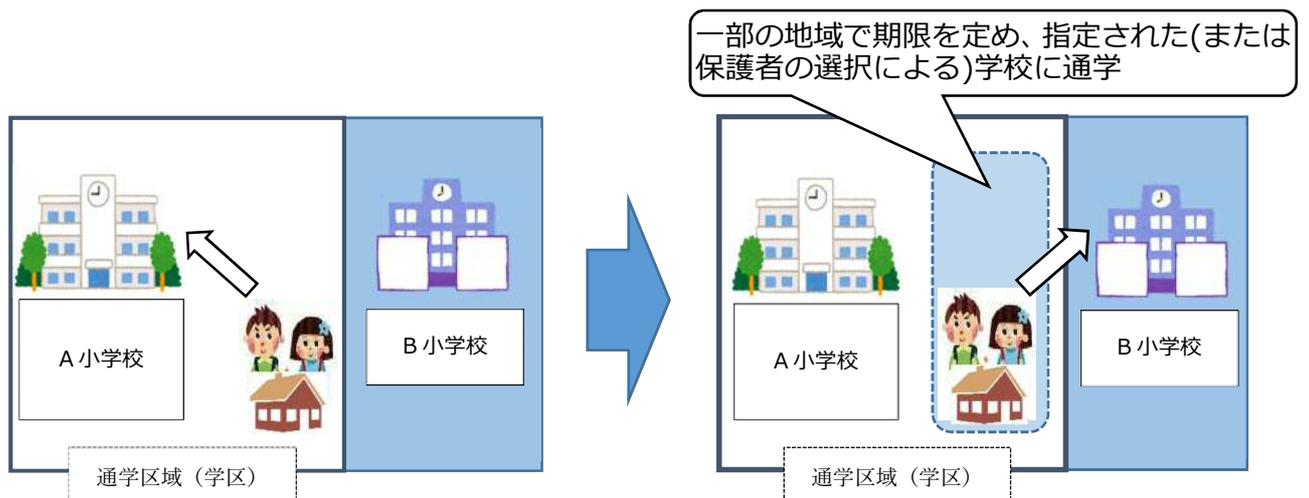
- ・教育委員会では、児童生徒の就学すべき学校の区域を定めており、この範囲を「通学区域」と呼んでいます。本市では、原則「通学区域」が地域活動の単位（学区組織）となっています。このため、「通学区域」を変更すると、地域活動の範囲（学区組織）も併せて変更されます。
- ・小学校は、登下校時の見守りなど、多くの地域活動に支えられていますので、通学区域の変更は、地域活動にも影響を与えます。

2 通学区域の特例制度

- ・通学区域の特例制度として、地域活動の単位としての「学区」は変更せず、区域や期限を定め、教育委員会が指定又は保護者が選択した学校に通学する制度があります。

<例> 特例制度を適用し、A小学校の通学区域に居住する児童がB小学校に通学するケース

※地域活動の単位としての「学区」は変わりません。



(名東区の事例)

- ・過大規模校である西山小学校の通学区域の一部となっている高針荒田地区では、平成 25 年度から、隣接する小規模校である牧の原小学校を保護者が選択できる措置をとっています。
- ・両校は中学校ブロックが異なっていますので、牧の原小学校を選択した児童は、牧の原小学校の進学先である牧の池中学校と西山小学校の進学先である神丘中学校のどちらかを選択できることとしています。
- ・令和 3 年度現在の選択率は、約 3 割です。

| 区 分 | | 西山小学校 (通常の学級 39 学級) | 牧の原小学校 (通常の学級 7 学級) |
|----------------------------|------|------------------------|------------------------|
| 高 針 荒 田 地 区 | 通学距離 | 遠い | 近い |
| | 児童数* | 95 人 (69.9%) | 41 人 (30.1%) |

※児童数には、特別支援学級の児童を含みます。

3 高坂小学校の場合

- ・高坂小学校の通学区域に隣接する天白学区（土原地区）の状況は、上表の名東区の高針荒田地区と、次の 2 点で類似しています。
 - ① 通学距離の状況
 - ② 中学校ブロックが異なること
- ・このため、名東区の事例を参考に、天白学区の土原地区に対して、高坂小学校を選択できる措置をとることで、高坂小学校を望ましい学校規模とするものの検討は可能です。
- ・しかし、名東区の事例で、小規模校の選択率は全体の約 3 割であること、また、天白小学校に通う土原 4 丁目と土原 5 丁目に居住する児童が 86 人（令和 3 年 5 月 1 日現在）という状況を踏まえると、通学区域の特例制度（選択）を実施したとしても、望ましい学校規模を確保することは困難であると考えています。